

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成29年12月7日(2017.12.7)

【公開番号】特開2017-192847(P2017-192847A)

【公開日】平成29年10月26日(2017.10.26)

【年通号数】公開・登録公報2017-041

【出願番号】特願2017-151264(P2017-151264)

【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F 7/02 3 1 6 A

【手続補正書】

【提出日】平成29年9月4日(2017.9.4)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

遊技球が入賞可能な入賞口を有するベース部材と、

前記入賞口の下端寄り位置を回動中心にして回動し、起立姿勢になって前記入賞口への遊技球の入賞を規制する閉位置と、前記閉位置に対して上端部が前記入賞口の外側に位置する傾斜姿勢になって、前記入賞口に遊技球を案内する開位置との間を移動する開閉扉と、を備えると共に、

前記開閉扉には、前記開位置で前記回転中心から前記入賞口の奥側に向かって延びた基端旋回部と、

前記ベース部材のうち、前記開閉扉と前記開閉扉の回転軸方向で対向する内側面には、位置決当接部と、

前記基端旋回部には、前記位置決当接部と当接し、前記開閉扉を前記開位置に位置決めする開位置決部と、を備え、

前記位置決当接部と前記開位置決部とが、前記開位置の前記開閉扉の上面より下方に位置することを特徴とする遊技機。

【請求項2】

前記開閉扉のうち前記回動中心を挟んで前記基端旋回部の反対側の扉本体部に、前記位置決当接部と当接し、前記開閉扉を前記閉位置に位置決めする閉位置決部を備えて、前記位置決当接部と前記閉位置決部とが、前記開位置の前記開閉扉の上面より下方に位置することを特徴とする請求項1に記載の遊技機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 6

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 0 6】

上記目的を達成するためになされた請求項1の発明は、遊技球が入賞可能な入賞口を有するベース部材と、前記入賞口の下端寄り位置を回動中心にして回動し、起立姿勢になって前記入賞口への遊技球の入賞を規制する閉位置と、前記閉位置に対して上端部が前記入賞口の外側に位置する傾斜姿勢になって、前記入賞口に遊技球を案内する開位置との間を

移動する開閉扉と、を備えると共に、前記開閉扉には、前記開位置で前記回転中心から前記入賞口の奥側に向かって伸びた基端旋回部と、前記ベース部材のうち、前記開閉扉と前記開閉扉の回転軸方向で対向する内側面には、位置決当接部と、前記基端旋回部には、前記位置決当接部と当接し、前記開閉扉を前記開位置に位置決めする開位置決部と、を備え、前記位置決当接部と前記開位置決部とが、前記開位置の前記開閉扉の上面より下方に位置することを特徴とする遊技機である。

請求項2の発明は、請求項1に記載の遊技機において、前記開閉扉のうち前記回転中心を挟んで前記基端旋回部の反対側の扉本体部に、前記位置決当接部と当接し、前記開閉扉を前記閉位置に位置決めする閉位置決部を備えて、前記位置決当接部と前記閉位置決部とが、前記開位置の前記開閉扉の上面より下方に位置することを特徴とする遊技機である。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0007

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0011

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0011】

図2に示すように、遊技領域R1は全体が略円形状となっていて、ガイドレール12に囲まれている。ガイドレール12は、例えば、帯状板金を湾曲させてなり、遊技板11の前面から起立した状態に取り付けられている。また、ガイドレール12の最下端部には、ガイドレール12全体より大きな曲率(小さな、曲率半径)で下方に湾曲したアウトロ導入部12Aが備えられ、遊技板11には、アウトロ導入部12Aが形成された部分にアウトロ16が貫通形成されている。アウトロ16は、横長の長円形状(又は、橢円形状)をなし、遊技領域R1をガイドレール12の下部まで流下した遊技球が、ガイドレール12に沿って転動してアウトロ導入部12Aに集められ、アウトロ16に取り込まれる。

【手続補正5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0012

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0012】

遊技板11のうち遊技領域R1の中央には、遊技板表示窓10Hが貫通形成され、この遊技板表示窓10Hを通して、表示装置30の表示画面30Gが前方に臨んでいる。遊技板表示窓10Hの開口縁には、表示装飾枠23が取り付けられている。表示装飾枠23は、遊技板11の前面側から遊技板表示窓10Hに嵌め込まれ、遊技板表示窓10Hの内側に張り出すと共に、遊技板11の前面から突出している。そして、遊技領域R1を流下する遊技球が、表示装飾枠23の内側に進入しないように構成されている。また、表示装飾枠23の左側部には、表示装飾枠23の下辺部に形成されたステージ24へ遊技球を案内するためのワープ路22が備えられている。

【手続補正6】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0013

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0013】

遊技領域R1の略全体には、遊技板11に複数の障害釘Kが打ち付けられている。また

、遊技領域R1のうち表示装飾枠23の右側領域には、上から順番に、始動ゲート18、普通入賞口18A、サブ大入賞口18Bが並べて設けられている。また、遊技領域R1のうち表示装飾枠23の下方領域には、右側にメイン大入賞口15が設けられ、その下方に本発明に係る転動誘導部20Sの一部を構成する転動ブロック20が備えられている。さらに、表示装飾枠23の下方領域における横方向中央には、アウトロ16の真上となる位置に、第1の始動入賞口14Aと、本発明に係る「入賞口」としての第2の始動入賞口14Bとを有した入賞口ユニット25が備えられている。

【手続補正7】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0021

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0021】

図3(B)に示すように、役物ボディ(役物本体部)25Yは、ベース板25Tの後面に後面突部25Bを有する一方、ベース板25Tの前面に入賞用突部33(本発明の「ベース部材」に相当する。)を有した構造をなしている。そして、遊技板11に形成された図示しない貫通孔に後面突部25Bを受容した状態でベース板25Tが図1に示すように遊技板11の前面に重ねられて螺子止めされ、入賞用突部33が遊技板11の前面から前方に突出している。

【手続補正8】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0031

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0031】

右側の下端翼壁35Aは、左側の下端翼壁34Rと左右対称に下端溝壁34Vから立ち上がり、前方カバー壁33Kの円弧状外縁部を超えてカバー突部33Fの先端まで延びている。また、右側の下端翼壁35Aは、断面異形筒状の開口下部構成壁35の一部を構成している。具体的には、開口下部構成壁35は、下端翼壁35Aにおける下端溝壁34V側の一端部から鉛直上方に立ち上がった鉛直壁35Cと、下端翼壁35Aの他端部を左斜め上方に折り返した折返壁35Bとの間を、V字形連絡壁35Mで連絡して開口下部構成壁35が構成されている。そして、この開口下部構成壁35と前記した内部ガイド壁34Tと下端溝壁34Vとから、上方、下方及び左側方とを覆われ、右側方に開口した横向凹部33Yが入賞用突部33に形成されている。また、本実施形態では、内部ガイド壁34Tにおける鉛直ガイド部34Sの横向凹部33Y内側の面が「鉛直ガイド面」をなし、傾斜ガイド部34M及び湾曲ガイド部34Kの横向凹部33Y内側の面が「上側傾斜ガイド面」をなし、水平ガイド部34Nの横向凹部33Y内側の面が、「上端水平ガイド面」をなしている。なお、開口下部構成壁35の折返壁35B、V字形連絡壁35M、鉛直壁35Cの外面が横向凹部33Yの「開口下側内面」をなしている。

【手続補正9】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0033

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0033】

シャフト14Jを挟んで開閉扉14Tと反対側には、開閉扉14Tより回動半径が小さい本発明の基端旋回部14Mが備えられて開閉扉14Tと一体になっている。また、基端旋回部14Mから後方に図示しないパイロットバーが突出し、ベース板25Tに形成された図示しないスリットを通してベース板25Tの後側まで延びている。そして、そのパイロットバーが、前記ソレノイドを駆動源とする扉駆動機構に連結され、ソレノイドに通電

されていないと、図6(A)に示すように、開閉扉14Tがシャフト14Jから起立した起立姿勢に保持され、ソレノイドに通電されると、図6(C)に示すように、開閉扉14Tが右側に倒された横倒れ姿勢になる。

【手続補正10】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0034

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0034】

図5に示すように、V字形連絡壁35Mには、開閉扉14Tが起立姿勢になったときに基端旋回部14Mと当接する第1ストッパ突部35Tが設けられている。また、シャフト支持ボス33Jの外周面からは、扇形の第2ストッパ突部33T(本発明の「位置決当接部」に相当する。)が突出している。そして、開閉扉14Tが横倒れ姿勢になったときには、基端旋回部14Mに形成された第1段差面14N(本発明の「開位置決部」に相当する。)が第2ストッパ突部33Tに当接する。なお、開閉扉14Tが起立姿勢になったときには、開閉扉14Tに備えた第2段差面14H(本発明の「閉位置決部」に相当する。)が第2ストッパ突部33Tに隣接していて、例えば、第1ストッパ突部35Tが破損したときに、それら第2段差面14Hと第2ストッパ突部33Tとが当接する。

【手続補正11】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0036

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0036】

開閉扉14Tが起立姿勢になった状態は、本発明の開閉扉14Tの閉状態に相当する。そして、その閉状態の開閉扉14Tの先端部は、傾斜ガイド部34Mの傾斜方向における中間位置に対向し、開閉扉14T全体が僅かに横向凹部33Yの奥部側に傾いている。また、閉状態の開閉扉14Tの先端部と傾斜ガイド部34Mとの間には、遊技球の直径の1/4以上、直径未満の隙間が空いている。さらに、傾斜ガイド部34Mのうち開閉扉14Tが突き合わされた部分は、内部ガイド壁34Tの先端から遊技球1つ分以上内側に離れている。そして、横向凹部33Yの開口部分のうち起立姿勢、即ち、閉状態の開閉扉14Tが位置する部分が、本発明の「入賞口」に相当する前記した第2の始動入賞口14Bをなし、開閉扉14Tが開放した際にその入賞口の位置に遊技球が入球することで第2の始動入賞口14Bの奥側へ遊技球を受け入れ可能に構成されている。その第2の始動入賞口14Bと開閉扉14Tとから可変入賞部25Zが構成されている。また、第2の始動入賞口14Bに入賞した遊技球を遊技板11の後側に取り込むための入賞球取込口25Lが、ベース板25Tのうち下端溝壁34Vに対向する部分に形成される。なお、下端溝壁34Vの底面には、第1始動口構成壁34Uの底面と同様に、前方カバー壁33Kの後面と下端溝壁34Vの底面中央とに跨った三角リブ33Sが形成されている。

【手続補正12】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0037

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0037】

なお、横向凹部33Yのうち閉状態の開閉扉14Tと鉛直ガイド部34Sとに挟まれた部分は、「凹部内流路」をなし、閉状態の開閉扉14Tの外側かつ横向凹部33Yの開口上側内面(即ち、内部ガイド壁34Tの上側部分の内側面)の下方の空間は、扉横スペース33Dをなし、さらに、開口下部構成壁35のうち閉状態の開閉扉14Tより外側の折返壁35Bの上面、つまり横向凹部33Yの開口下側内面のうち閉状態の開閉扉14Tよ

り外側の斜め下方に傾斜した（延びた）部分が下側傾斜ガイド面 3 5 G になっている。

【手続補正 1 3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 7 8

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 7 8】

1 0 パチンコ遊技機（遊技機）

1 1 遊技板

1 2 ガイドレール

1 4 A 第 1 の始動入賞口

1 4 B 第 2 の始動入賞口（入賞口）

1 4 H 第 2 段差面（閉位置決部）

1 4 M 基端旋回部

1 4 N 第 1 段差面（閉位置決部）

1 4 T 開閉扉

1 6 アウト口

2 0 S 転動誘導部

2 5 L 入賞球取込口

2 5 Z 可変入賞部

3 0 G 表示画面

3 3 入賞用突部（ベース部材）

3 3 D 扉横スペース

3 3 K 前方カバー壁

3 3 T 第 2 ストップ突部（位置決当接部）

3 3 Y 横向凹部

3 5 G 下側傾斜ガイド面